

家族関係証明書の解説

-在日韓国人の戸籍問題-

在日総合サポート行政書士事務所
(韓国戸籍翻訳センター)

行政書士 鄭相憲(チョン サンホン)

2014.6.20

大阪府行政書士会 大会議室

韓国戸籍の種類

◎戸主中心の家単位戸籍(現在の除籍謄本)から個人単位の登録簿へ

■ 2007年12月31日以前の記録とそれ以降の家族関係証明書からなる。

■ 戸籍の型の変遷:大きく分けて5種類の戸籍簿が存在する。

①手書き縦書き型②手書き横書き型

③タイプ打ち横書き型

④電算化横書き型

⑤家族関係証明書(現行)

各戸籍編製当時に現に有効な事項をその都度書き写してきた。

(編製理由が「滅失憂慮」の場合はすべてを移記)

相続手続ではすべての戸籍が必要なケースもある。

韓国戸籍の見たときの注意

①戸籍の間違いが非常に多い(戸籍に載っていない。字が間違っている)
縦書き⇒横書き⇒電算⇒家族関係へと移記するたびに間違いが重なってきた。漢字を読めない世代が作業していた。

②家族関係証明書だけで相続関連人を決定してはいけない。

2007.12.31以前に死亡、国籍喪失(帰化)、不在宣告、失踪宣告の理由で戸籍から除外された者は家族関係登録簿に記載されていない。

(実際は帰化してもそのまま戸籍に載っている場合が多い)



家族関係登録制度の概観 (2008年 1月1日施行)

- 個人別家族関係登録簿編成 (戸主中心の家単位戸籍を廃止)
- 2007年12月31日現在有効な戸籍から新たに記録されていく。
- それ以前の記録は除籍謄本となった。
- 本籍地を廃止し「登録基準地」概念の導入
 - ☞ 家族が同じ登録基準地を持つ必要がなく、個人が自由に変更可能
- 目的別証明書で制限して情報を提供
- 発行申請人を本人・配偶者・直系血族・兄弟姉妹及びその代理人に限定
- * 親族ならば誰の分でも取ることができるのではない！



(旧)戸籍制度	家族関係登録制度
戸籍(簿)	家族関係登録(簿)
戸籍等抄本(1種類)	家族関係記録事項証明書(5種類)
本籍	登録基準地(道路名住所に書き換え)
転籍	登録基準地変更
就籍	家族関係登録創設

本籍	ソウル特別市 永登浦区 汝矣島洞 1番地の1234			
戸籍編製	[編製日] 1986年1月1日			
電算移記	[移記日] 2002年05月20日			
	[移記事由] 戸籍法施行規則 附則 第2条第1項			
前戸主との関係	前戸籍 ソウル特別市 永登浦区 汝矣島洞 1番地の1234			
父	金〇〇	性別	男	本
母	李〇〇	性別	男	金海
戸主	キム・ボニン（金本人）			
	入籍又は新戸籍			
	出生 西暦1965年01月01日			
	住民登録番号 650101-1234567			
出生	[出生場所] ソウル特別市中区明洞1234番地 [申告日] 1968年02月15日 [申告人] 父			
婚姻	[婚姻申告日] 1986年01月01日 [配偶者] 朴女人 [法定分家日] 1986年01月01日			
離婚	[協議離婚申告日] 1997年04月04日 [配偶者] 朴女人 [戸籍整理申請日] 1997年04月05日 [送付日] 1997年04月24日 [送付者] 日本国駐大阪総領事			
父	朴〇〇	性別	女	本
母	崔〇〇	性別	女	密陽
妻	パク・ヨイン（朴女人） 除籍			
	入籍又は新戸籍			
	出生 西暦1968年02月02日			
	住民登録番号 —			
出生	[出生場所] 日本国 大阪府 北区 梅田 1丁目1番1号 [申告日] 1976年02月02日 [申告人] 父 [送付日] 1976年02月16日 [送付者] 駐日大韓民国総領事			
婚姻	[婚姻申告日] 1986年01月01日 [配偶者] 金本人			
離婚	[協議離婚申告日] 1997年04月04日 [配偶者] 金本人 [戸籍整理申請日] 1997年04月05日 [送付日] 1997年04月24日 [送付者] 日本国駐大阪総領事 [除籍日] 1997年04月24日			

旧戸籍謄本 見本

【駐大阪総領事館発給】

父	金本人	性別	女	本	前戸籍	
母	朴女人	性別	女	本	前戸籍	
子	スニ（順喜）				入籍又は新戸籍	
					出生	西暦1986年08月08日
					住民登録番号	860808-2345678
出生	[出生場所] 日本国 大阪府 北区 梅田 1丁目1番1号 [申告日] 1986年08月10日 [申告人] 父 [送付日] 1986年08月25日 [送付者] 駐大阪総領事					
親権	[親権行使者指定協議日] 1997年04月04日 [親権行使者] 父 [送付日] 1997年04月24日 [送付者] 日本国駐大阪総領事					

※編注 この書式はハングルで書かれた戸籍謄本見本を日本語訳したものです。

出所:「韓国家族関係登録法」申榮鎬、裴薫著
日本加除出版



五種類の目的別証明書を発行

- (旧)戸籍謄本は、同一戸籍内家族構成員すべての人的事項が記載されているので、必要な個人情報の露出が問題になった。本人以外の個人情報公開を最小化した。

証明書の種類	記載事項	
	共通事項	個別事項
①家族関係証明書	本人の ・登録基準地 ・姓名 ・出生年月日 ・住民登録番号 ・性別 ・本	<ul style="list-style-type: none">・ 両親、配偶者、子供の人的事項[記載範囲3代に限る]祖母、兄弟姉妹、孫は記載されない。・ 現在有効な家族関係のみ記載・ 子供は養子もすべて子女と表記される。・ 離婚した配偶者は表記されない・ 自分の兄弟姉妹は父母の家族関係証明書を見なければならない
②基本証明書		<ul style="list-style-type: none">・ 本人の出生、死亡、改名などの人的事項(婚姻、養子縁組の有無は別途証明書に記載)
③婚姻関係証明書		<ul style="list-style-type: none">・ 配偶者人的事項および婚姻・離婚に関する事項
④入養(養子縁組)関係証明書		<ul style="list-style-type: none">・ 養父母または、両者人的事項・ 養子縁組、罷養(養子離縁)に関する事項
⑤親養子(特別養子縁組)入養関係証明書		<ul style="list-style-type: none">・ 親実父母、養父母または、親養子人的事項・ 養子縁組、罷養(養子離縁)に関する事項

基本証明書

- 本人に関することのみ記載（すべてハングル表記、姓名だけが漢字併記）
- 本人の出生、死亡、改名、親権、国籍喪失・取得・回復などに関する事項
- 死亡、国籍喪失、失踪宣告の事実は姓名欄に□枠で記載
- 本人の登録基準地、姓名、性別、本、出生年月日および住民登録番号
- 登録基準地の指定、変更、訂正や家族関係登録簿の作成又は閉鎖に関する事項

注)配偶者・父母等家族、婚姻記録、養子縁組の有無は別途証明書に記載

기본증명서

등록기준지	서울특별시 영등포구 여의도동 1번지의 1234
-------	---------------------------

구분	상세내용
작성	[가족관계등록부 작성일] 2008년 01월 01일 [작성사유] 가족관계의 등록 등에 관한 법률 부칙 제3조제1항
변경	[변경일] 2008년 01월 03일 [전 등록기준지] 서울특별시 관악구 봉천동 100번지의 3 [처리관서] 서울특별시 영등포구

구분	성명	출생연월일	주민등록번호	성별	본
본인	김본인(金本人)	1965년 01월 01일	650101-1234567	남	金海

일반등록사항	
구분	상세내용
출생	[출생장소] 서울특별시 중구 명동 1234번지 [신고일] 1968년 02월 15일 [신고인] 부
국적회복	[국적회복허가일] 1975년 01월 02일 [국적회복전국적] 미국 [신고일] 1975년 01월 03일 [신고인] 김일남 [송부일] 1975년 01월 03일 [송부자] 서울특별시 관악구청장
개명	[개명허가일] 1976년 02월 02일 [허가법원] 서울가정법원 [신고일] 1976년 02월 05일 [신고인] 김일남 [개명전이름] 철수 [개명후이름] 본인
정정	[직권정정서작성일] 2008년 03월 01일 [정정일] 2008년 03월 01일 [정정전 주민등록번호] 650101-1234578 [정정후 주민등록번호] 650101-1234567 [처리관서] 서울특별시 영등포구

위 기본증명서는 가족관계등록부의 기록사항과 틀림없음을 증명합니다.

년 월 일
 ○○시(읍·면)장 ○○○ 직인

出所:「第3版「在日」の家族法Q&A」木棚照一監修
 定住外国人と家族法研究会編著 日本評論社

基本証明書

登録基準地	ソウル特別市永登浦区汝矣島洞 1 番地の 1234
区分	詳細内容
作成	[家族関係登録簿の作成日] 2008年 01月 01日 [作成事由] 家族関係の登録等に関する法律附則第3条第1項
変更	[変更日] 2008年 01月 03日 [前登録基準地] ソウル特別市冠岳区奉天洞 100 番地 3 [処理官署] ソウル特別市永登浦区

区分	姓 名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	キムボン(金本人)	1965年 01月 01日	650101-1224567	男	金海

一般登録事項	
区分	詳細内容
出生	[出生場所] ソウル特別市中区明洞 1234 番地 [申告日] 196年 02月 15日 [申告人] 父
国籍回復	[国籍回復許可日] 1975年 01月 02日 [国籍回復前国籍] 米国 [申告日] 1975年 01月 03日 [申告人] キムイルナム [送付日] 1975年 01月 03日 [送付者] ソウル特別市冠岳区庁長
改名	[改名許可日] 1976年 02月 02日 [許可法院] ソウル家庭法院 [申告日] 1976年 02月 05日 [申告人] キムイルナム [改名前名] チョルス [改名後名] ボニン
訂正	[職権訂正書作成日] 2008年 03月 01日 [訂正日] 2008年 03月 01日 [訂正前住民登録番号] 650101-1234578 [訂正後住民登録番号] 650101-1234567 [処理官署] ソウル特別市永登浦区

上記基本証明書は家族関係登録簿の記載事項と相違ないことを証明します。

年 月 日
 ○○市(邑・面)長 ○○○ 職印

家族関係証明書

- 記載されていない家族：2007.12.31以前に死亡、国籍喪失(帰化)、不在宣告、失踪宣告の理由で戸籍から除外された者は記載されない。
- 本人を基準に父母、養父母、配偶者、子供の三代を記載。
* それ以外の祖母、兄弟姉妹、孫は記載されない。
- 子供達(養子も含む)は、すべて「子女」と表記される。
- 子供が養子であるかどうかは「入養(養子縁組のこと)関係証明書」等に記載される。
- 家族の死亡、国籍喪失、失踪宣告は姓名欄に口枠で記載
- 現在の配偶者だけ記載され、離婚した前配偶者は記載されず、「婚姻関係証明書」に記載される。

注) 自分の兄弟姉妹、祖父母は父母の家族関係証明書又は除籍謄本を見なければならない。孫も自分の子供の家族関係証明書を見る。

書式 1 家族關係登録法 5種の「登録事項別証明書」

[별지 제 1 호서식]

가족관계증명서

등록기준지	서울특별시 영등포구 여의도동 1 번지의 1234
-------	----------------------------

구분	성명	출생연월일	주민등록번호	성별	본
본인	김본인(金本人)	1965년 01월 01일	650101-1234567	남	金海

가족사항

구분	성명	출생연월일	주민등록번호	성별	본
부	김일남(金一男)	1941년 02월 01일	410201-1555555	남	金海
모	이일녀(李一女)	1938년 03월 01일	380301-2333333	여	全州
양부	김양부(金養父)	1940년 04월 01일	400401-1333333	남	金海
양모	이양모(李養母)	1942년 04월 02일	420402-2222222	여	全州

배우자	박여인(朴女人)	1968년 02월 02일	680202-2345678	여	密陽
-----	----------	---------------	----------------	---	----

자녀	정이군(鄭二君)	1973년 11월 20일	731120-1234566	남	全州
자녀	김일순(金一順)	1990년 01월 01일	900101-2777777	여	金海
자녀	김순희(金順喜) 사망	1995년 11월 11일	951111-2888888	여	金海
자녀	김상준(金上樽)	1999년 05월 08일	990508-1325626	남	金海

위 가족관계증명서는 가족관계등록부의 기록사항과 틀림없음을 증명합니다.

년 월 일

〇〇시(읍·면)장 〇〇〇 직인

出所:「第3版「在日」の家族法Q&A」木棚照一監修
定住外国人と家族法研究会編著 日本評論社

[別紙第 1 号書式]

家族關係証明書

登録基準地	ソウル特別市永登浦区汝矣島洞 1 番地の 1234
-------	---------------------------

区分	姓名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	キムボンイン(金本人)	1965年 01月 01日	650101-1224567	男	金海

家族事項

区分	姓名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
父	キムイルナム(金一男)	1941年 02月 01日	410201-1555555	男	金海
母	イイルニョ(李一女)	1938年 03月 01日	380301-2333333	女	全州
養父	キムヤンプ(金養父)	1940年 04月 01日	400401-1333333	男	金海
養母	イヤンモ(李養母)	1942年 04月 02日	420402-2222222	女	全州

配偶者	パクヨイン(朴女人)	1968年 02月 02日	680202-2345678	女	密陽
-----	------------	---------------	----------------	---	----

子女	チョンイグン(鄭二君)	1973年 11月 20日	731120-1234566	男	全州
子女	キムイルスン(金一順)	1990年 01月 01日	900101-2777777	女	金海
子女	キムスンヒ(金順喜) 死亡	1995年 11月 11日	951111-2888888	女	金海
子女	キムサンジュン(金上樽)	1999年 05月 08日	990508-1325626	男	金海

上記家族關係証明書は家族關係登録簿の記録事項と相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市(邑·面)長 〇〇〇 職印

婚姻関係証明書

- 本人の配偶者の姓名、性別、本、出生年月日および住民登録番号を記載。
- 婚姻および離婚に関する事項(前配偶者は「家族関係証明書」から除外されこちらに記録される)
- 配偶者欄は現在の配偶者の氏名を記載。
- 配偶者の姓名訂正又は改名に関する事項。
- 配偶者の死亡、国籍喪失、失踪宣告は姓名欄に□枠で記載。

혼인관계증명서

등록기준지	서울특별시 영등포구 여의도동 1번지의 1234
-------	---------------------------

구분	성명	출생연월일	주민등록번호	성별	본
본인	김본인(金本人)	1965년 01월 01일	650101-1234567	남	金海

혼인사항

구분	성명	출생연월일	주민등록번호	성별	본
배우자	박여인(朴女人)	1968년 02월 02일	680202-2345678	여	密陽

구분	상세내용
혼인	[신고일] 1986년 01월 01일 [배우자] 전여인
이혼	[협의이혼신고일] 1987년 04월 04일 [배우자] 전여인
혼인	[신고일] 2008년 02월 01일 [배우자] 박여인 [배우자의 주민등록번호] 680202-2345678 [처리관서] 서울특별시 중구

위 혼인관계증명서는 가족관계등록부의 기록사항과 틀림없음을 증명합니다.

년 월 일

〇〇시(읍·면)장 〇〇〇 직인

出所:「第3版「在日」の家族法Q&A」木棚照一監修
定住外国人と家族法研究会編著 日本評論社

婚姻關係証明書

登録基準地	ソウル特別市 永登浦区汝矣島洞 1番地の 1234
-------	---------------------------

区分	姓名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	キムボンニ(金本人)	1965年 01月 01日	650101-1234567	男	金海

婚姻事項

区分	姓名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
配偶者	パクヨイン(朴女人)	1968年 02月 02日	680202-2345678	女	密陽

区分	詳細内容
婚姻	[申告日] 1986年 01月 01日 [配偶者] チョンヨイン
離婚	[協議離婚申告日] 1987年 04月 04日 [配偶者] チョンヨイン
婚姻	[申告日] 2008年 02月 01日 [配偶者] パクヨイン [配偶者の住民登録番号] 680202-2345678 [処理官署] ソウル特別市 中区

上記婚姻關係証明書は家族關係登録簿の記録事項と相違ないことを証明します。

年 月 日
〇〇市(邑·面)長 〇〇〇 職印

入養(養子縁組)関係証明書

- 本人自身が養子の場合の養父母の姓名、性別、本、出生年月日および住民登録番号
- 養子した子の姓名、養子縁組、罷養(離縁)、縁組の無効・取消に関する事項
- 家族関係証明書内ではすべて「子女」と表記されているがこれにより養子と嫡出子とを区別
- 養子が未成年者の場合は韓国家庭法院の許可決定が必要(日本の家裁の許可ではダメ)
- 日本国内の大使館、領事館では養子縁組手続はできない。

입양관계증명서

등록기준지	서울특별시 영등포구 여의도동 1 번지의 1234
-------	----------------------------

구분	성명	출생연월일	주민등록번호	성별	본
본인	김본인(金本人)	1965년 01월 01일	650101-1234567	남	金海

입양사항

구분	성명	출생연월일	주민등록번호	성별	본
양부	김양부(金養父)	1940년 04월 01일	400401-1333333	남	金海
양모	이양모(李養母)	1942년 04월 02일	420402-2222222	여	全州
양자	정이군(鄭二君)	1973년 11월 20일	731120-1234566	남	全州
양자	김상준(金上樽)	1999년 05월 08일	990508-1325626	남	金海

구분	상세내용
입양	[신고일] 1995년 01월 03일 [양자] 정이군
입양	[신고일] 1997년 03월 10일 [양부] 김양부 [양모] 이양모
입양	[신고일] 2008년 01월 03일 [양자] 김상준 [양자의 주민등록번호] 990508-1325626 [처리관서] 서울특별시 중구

위 입양관계증명서는 가족관계등록부의 기록사항과 틀림없음을 증명합니다.
단, 친양자입양관계는 친양자입양관계증명서에만 표시합니다.

년 월 일

〇〇시(읍·면)장 〇〇〇 직인

出所:「第3版「在日」の家族法Q&A」木棚照一監修
定住外国人と家族法研究会編著 日本評論社

年 月 日

〇〇市(邑·面)長 〇〇〇 職印

入養關係證明書

登録基準地	ソウル特別市永登浦区汝矣島洞 1 番地の 1234
-------	---------------------------

区分	姓名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	キムボンイン(金本人)	1965年 01月 01日	650101-1224567	男	金海

入養事項

区分	姓名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
養父	キムヤンブ (金養父)	1940年 04月 01日	400401-1333333	男	金海
養母	イヤンモ(李養母)	1942年 04月 02日	420402-2222222	女	全州
養子	チョンイグン(鄭二君)	1973年 11月 20日	731120-1234566	男	全州
養子	キムサンジュン(金上樽)	1999年 05月 08日	990508-1325626	男	金海

区分	詳細内容
入養	[申告日] 1995年 01月 03日 [養子] チョンイグン
入養	[申告日] 1997年 03月 10日 [養父] キムヤンブ [養母] イヤンモ
入養	[申告日] 2008年 01月 03日 [養子] キムサンジュン [養子の住民登録番号] 990508-1325626 [処理官署] ソウル特別市中区

上記入養関係証明書は家族関係登録簿の記載事項と相違ないことを証明します。
ただし、親養子入養関係は親養子入養関係証明書にのみ表示します。

親養子入養(特別養子縁組)関係証明書

- 実父母、養父母または、親養子(特別養子)の姓名、性別、本、出生年月日および住民登録番号
- 本人自身が養子の場合、養父母の事項が記載される。
- 特別養子縁組した子の姓名、養子縁組、離縁、縁組の無効・取消に関する事項
- * 満15歳未満の者に対し、家庭法院(家庭裁判所)の認定を受ける。親養子は、婚姻中の出生者とみなされ、実父母との親族関係はすべて消滅します。(一般)養子縁組制度とは異なり、姓と本(貫)の変更が可能であり、**裁判上の養子離縁のみ**が認められます。

친양자입양관계증명서

등록기준지	서울특별시 영등포구 여의도동 1번지의 1234
-------	---------------------------

구분	성명	출생연월일	주민등록번호	성별	본
본인	김본인(金本人)	1965년 01월 01일	650101-1234567	남	金海

친양자입양사항

구분	성명	출생연월일	주민등록번호	성별	본
친양자	김순희(金順喜) 사망	1995년 11월 11일	951111-2888888	여	金海

구분	상세내용
입양	[친양자입양재판확정일] 2008년 03월 02일 [결정법원] 서울가정법원 [친양자] 정순희 [친양자의 주민등록번호] 951111-2888888 [신고일] 2008년 04월 03일 [신고인] 김본인 [처리관서] 서울특별시 영등포구

위 친양자입양관계증명서는 가족관계등록부의 기록사항과 틀림없음을 증명합니다.

년 월 일

〇〇시(읍·면)장 〇 〇 〇 직인

親養子入養關係證明書

登録基準地	ソウル特別市永登浦区汝矣島洞1番地の1234
-------	------------------------

区分	姓名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	キムボンニ(金本人)	1965年 01月 01日	650101-1234567	男	金海

親養子入養事項

区分	姓名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
子女	キムスンヒ(金順喜) 死亡	1995年 11月 11日	951111-2888888	女	金海

区分	詳細内容
入養	[親養子入養裁判確定日] 2008年 03月 02日 [決定法院] ソウル地方法院 [親養子] チョンスンヒ [親養子の住民登録番号] 951111-2888888 [申告日] 2008年 04月 03日 [申告人] キムボンニ [処理官署] ソウル特別市永登浦区

上記親養子入養關係證明書は家族關係登録簿の記載事項と相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市(邑·面)長 〇 〇 〇 職印

出所:「第3版「在日」の家族法Q&A」木棚照一監修
定住外国人と家族法研究会編著 日本評論社

▶ 在日韓国人の戸籍→何が問題なのか？

在日の戸籍を疑え 👁 実態とは違っている！

- ◆ 在日韓国人の**家族関係証明書**(戸籍)には『 出生、死亡、婚姻、子供の記録がない 』『 戸籍が間違っている 』『 外国人登録原票と一致しない 』というように**実態と一致していない**ことがたくさんあります！
- ◆ そんな不備な戸籍を信じて相続や帰化手続をするのは危険。
- ◆ 困ったことに依頼者自身が気が付いていないことが多い。

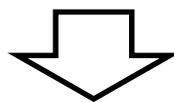
【韓国戸籍はどのようにおかしいのか？】

- 生年月日が一致しない。
- 姓名が一致しない。
- 出生地名が変だ。
- 在日の子供たちが戸籍に載っていない。
- 死亡しているのに戸籍では生きている。
- 婚姻の記録がない。実際は離婚もしている。
- 日本では結婚していて子供もいる。しかし韓国の戸籍上は独身である。
- 婚姻届と子供の出生日が前後している。(密航で隠遁生活)



戸籍に問題があっても困らない日常生活

- 在日韓国人、特に特別永住者は、**韓国の戸籍がなくとも何ら不自由なく日本で日常生活を送ることができる。**
- 学校、就職、結婚、出産、健康保険、年金、カード、住宅ローン、不動産取得登記もすべて外国人登録と印鑑証明書だけあればOKである。韓国戸籍までは要求されない。
- その結果、戸籍に載らない子供達が大量に発生。
- 戸籍と実際が一致していなくても気にかける必要がなかった。
- **パスポート申請や相続・帰化手続で初めて意識する**ような問題でしかない。
(最近では日本の役所への婚姻届で基本・婚姻関係証明書が必要になった)
- 韓国語も話せないし、韓国の親族との交流もないため、親族関係に無頓着だった。



戸籍不備を放置する原因に



戸籍がおかしくなった理由

戸籍があったとしても問題がある。大きな理由として次のようなものがあります。

- ①韓国に婚姻、出生、死亡等の届け出をしていなかった。
- ②誕生日を旧暦で届出している。出生地を自宅住所で届出。
- ③韓国の戸籍担当で漢字を読める公務員が少なくなった。
- ④日韓の漢字字体が相違するため公務員が解読できなかった。
- ⑤無理やりのハングル化と電算入力ミスでとんでもないことに・・・。

①出生届、婚姻届、死亡届を日本の市区町村にだけ提出

👉 **韓国には届出していない**

- 日常生活で不便がないから韓国への戸籍関連申告をないがしろにしている。在日韓国人、特に特別永住者(戦前より日本に居住する韓国人・朝鮮人とその子孫)には、韓国戸籍とは別に外国人登録が独立してあると思ったほうがよい。
- 後日、**戸籍を整理**する時にすでに死亡している子供がいた場合、その子を除いて登録することが多い。当然**外国人登録原票**(概して正確)**と一致しない**。

例)

長男Aが戸籍整理前に死亡(外国人登録原票には記載)していた場合、次男Bのみ事後登録すると次男Bが戸籍上長男となる。その場合、帰化手続で問題になり、日本戸籍には事実通り次男として表記がされる。(長男次男がちぐはぐになる)

②出生年月日(生年月日)が旧暦で登録されてしまっている、 出生地が自宅住所になっている

- 在日1世は**旧暦世代**であり、韓国では正月、釈迦誕生日、秋夕は旧暦での祭日、先祖の命日や法事も旧暦で行っている。
- **新生児の死亡が多かった**ので、何か月か様子を見て戸籍に載せるということも行われた。
- 病院で生まれても、韓国で登録するときに病院住所がわからないので、**自宅住所**で登録してしまう。

③韓国の戸籍担当で漢字を読める公務員が非常に少ない

- 1948年にハングル専用法が制定され、**公文書における文字はハングルのみに限定**された。政府は1968年 - 1972年の間学校教育カリキュラムから**漢字教育を廃止**した。
 - ☞ そのため漢字を読めない世代が多く発生。
- 漢字を読めない人たちが漢字戸籍をハングル化をする
 - ☞ どうなるかは、だいたい察しが付く。

④日韓の漢字字体が相違 似た字、当て字、空白にする

- ◆ 現在は、新規登録時にひらがな、カタカナや韓国にない漢字も現地読みのハングル化して受付することになっている(家族関係登録簿整理の事務処理指針)

日本語 ↔ 韓国語	日本語 ↔ 韓国語	日本語 ↔ 韓国語
区 — 區	旧法 — 舊法	放棄 — 拋棄
独 — 獨	世論 — 輿論	選考 — 銓衡
訳 — 譯	台風 — 颱風	順守 — 逡守

日本語を韓国語表記すると発音変わる

刺激[자격]  刺戟[자극]
 抽選[추선]  抽籤[추침]
 障害[장해]  障礙[장애]

中国簡体字名を日本語(在留カード等では正字に置換)にすると元の名が分かりにくい

广  広 ex. 劉广 → 劉広
 乐  樂 ex. 劉乐 → 劉樂

字形も違う、日本の読み方もわからない。漢字すら知らないのに、戸籍の漢字をどのようにしてハングル化したのか。非常な苦勞があったと思われる。無理をしたのではないだろうか…

⑤電算入力ミス 入力ミス、ちょっとの違いが大違い！

- 대판시(テパンシ) 동서구(トンソク) → 大阪市 東西区？ (間違って入力)
 - ☞ 대판시(テパンシ) 동성구(トンソング) → 大阪市 東成区 (正しい地名)

 - 병고현(ピョンコヒョン) 손보군(ソンポグン) → 兵庫県 損保郡？ (間違って入力)
 - ☞ 병고현(ピョン코ヒョン) 이보군(イボグン) → 兵庫県 揖保郡 (正しい地名)

 - 동경도(東京都) 중구(中区)？ → 中央区？中野区？どちらかの間違い

 - 동경도(東京都) 중야구(中野区) 空白14번지 → ？町14番地(町名を飛ばす)
- 「생」(生)を「샘」(泉)でパッチムの入力間違いすると全然違う意味になる。
「生」とは訳せず「泉」となるので元の住所に翻訳できない。
- ◆ 分からない字は似た字、当て字、又は 空白で飛ばされた。
 - 戸籍がないのではなく入力ミスで検索できないだけ⇒堤(제)を是(시)で入力等

⑤無理やりのハングル化

毛泽东(毛沢東) Máo Zédōng マオ・ツォートン → 「もうたくとう」と言ったら中国人に通じるか？
「マッカーサー (MacArthur)」を韓国人は誰一人知らないが「맥아더 (メガトー)」は誰でも知っている。

- 旧戸籍(漢字表記)をハングルで電算化するとき、韓国の読み方でハングル化
- 日本特有漢字も無理にハングル化したため、原戸籍にあった住所と一致しない。

大阪市 → 대판시 (テパンシ) と韓国読みでハングル化 (正確には 오사카시)
生野区 → 생야구 (センヤク) と韓国読みでハングル化 (正確には 이쿠노구)

勝手にハングル化されたものを日本の漢字に戻すのは困難

「대」 に対応する漢字例 → 代、対、隊、貸、大 等
「판」 に対応する漢字例 → 班、板、販、判、阪 等
「시」 に対応する漢字例 → 市、時、詩、是、視 等



戸籍がおかしいとどのような問題が生じるか？

- ① 戸籍に載っていない子供がいたりすると相続人の確定ができない。(相続手続きが進まない)
- ② 戸籍に載っていない実子がいるのに戸籍通りに遺産分割協議書を作成すると大変な問題。
- ③ 父母の婚姻記録もなければ相続・帰化手続きに不都合である。(家族関係が確定できない)
- ④ 婚姻の届出がないと日本内の子どもに対して認知手続きが必要。
- ⑤ 父母が死亡していると父の戸籍に載せられない場合がある。(認知の問題)
- ⑥ 結婚に支障が生じる。(韓国で婚姻届・出生届が受理されない)
- ⑦ 韓国内で相続財産があっても相続できない。韓国の親族だけで処理されてしまう。
- ⑧ 日本では結婚しているが、韓国の戸籍では独身であるから、韓国内で二重結婚できる。
- ⑨ 外国人登録上の妻は内縁の妻、韓国戸籍に記載されている方が正式な妻となる。
- ⑩ 密航者等は行方不明扱いされているので相続でもめる。
- ⑪ 戸籍翻訳のプロでないと翻訳が難しい。帰化申請書類と整合させる技術が必要。

行政書士等の士業が留意すべきこと

- 相続登記や遺産分割協議書、帰化手続では家族関係の確定が重要。
- 韓国の戸籍は不備が多いので注意。国籍課もそのことは承知している。
- 親族関係図を聞き取りで作成し戸籍と照合するのが良い。
- 戸籍に載っていないことを利用して、戸籍にある者だけで遺産相続した例がある。

依頼者は都合の悪いことは話してくれません！

- ① **在日の戸籍を疑え！** 戸籍が正確で実態と一致していると信じてはいけない。コンピュータ入力ミスを疑う。除籍謄本が正しければ訂正可能。
- ② 帰化申請書類の国籍課による事前点検前に必ず**氏名、生年月日、出生地は一字一句点検する**。**外国人登録原票の写し**は添付資料から除外されたが、家族構成確認と過去の転居記録のためにも**取寄せておく**。
- ③ すでに死亡しているが子や前妻の子がいたか等、**外国人登録原票の写し**で**必ず確認する**。韓国戸籍に登載する前に死亡や婚姻して離婚があった場合、それを省いて戸籍登録申請することが多い。

- ④ 家族関係証明書の記録は2007年12月31日以降の記録である。
- それ以前の死亡、国籍喪失、不在宣告、失踪宣告、離婚の記録は除籍謄本で調査する。(以前の帰化者は家族関係証明書に載っていない)
- ⑤ 5種類ある家族関係関連証明書をすべて確認すること。
- 家族関係証明書は現在事項しか載っていない。離婚や婚姻無効、養子縁組の取消等の記録は現在の家族関係証明書から抹消されるので「婚姻関係」「入養・親入養関係」証明書で確認しなければならない。
- ⑥ 家族関係証明書の申請の代行には**本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹いずれかの委任状**と公的身分証の裏表コピーが必要。
- 申請には必ず本人氏名と生年月日と本籍地(登録基準地)が必要、**本籍地がなければ領事館で発行してくれない**。
 - 親族に聞いてもわからなければ法務省に外国人登録原票の写しを請求して「**国籍の属する国における住所又は居所**」を調べる。
 - 従前の本籍地はすべて道路表示住所に変わっている。
- ⑦ 行方不明者の調査は「在日本大韓民国民団」(民団)の登録簿で分かる場合がある。戸籍整理は慎重に、本人に手続させること。
- ⑧ 戸籍翻訳は特殊！翻訳のプロに任せる  官公庁の望む翻訳ができる。



ではどうすれば良いのか？①

(家族関係登録簿の整理)

在日韓国人の場合、密航・北朝鮮帰国・二重結婚・幼児の死亡等複雑な事情を隠すことがあるので当事者自身で戸籍を整理させるのが良い。父親の戸籍に載っていない場合でも母親の戸籍に載っている場合もある。**士業が安易に引き受けてはならない。**

韓国民団又は韓国領事館で申請手続

- 家族関係登録簿に婚姻記録、出生記録がないとき。☞ 家族関係登録簿**整理申請**
日本の市区町村に提出した婚姻・出生届出受理証明書が証拠となる。
- 自分の出生記録も両親の婚姻記録もない場合 ⇒ 先に両親の婚姻登録が必要。
- 父親の戸籍もない判明しない場合☞ 家族関係登録簿**創設申請**

婚姻届が出されていない父母の子は認知手続

- 婚姻届がなされていなかったり、出生届と前後してしまったりした場合、嫡出子ではなく認知の問題となってしまう。
- 父が死亡していれば死亡時の本国法によって(国私41条3項)死亡を知った日から2年以内に韓国の検事を相手に家庭法院で認知請求の訴えを提起する。

ではどうすれば良いのか？② (家族関係登録簿の訂正)

☆ 家族関係証明書の内容がおかしい ⇨ 旧除籍謄本を取寄せ照合する。

職権による訂正

- 除籍謄本に正しく記載されていれば韓国領事館でその旨指摘する。⇨ 基準地の行政長等へ連絡して職権で訂正される。(直接FAXで間違いを指摘すればよい)
- 登録記録が法律上無効、錯誤、遺漏があった場合(除籍謄本等によって間違いが明白、配偶者の記録が一方に欠落している等の公務員による間違い)

家庭法院の許可決定による訂正

- 違法、無効が明白な家族関係記録、権限のないものによる申告、錯誤により事実と符合しない記録、公務員の誤りで記録が抜け落ちた場合
- 例) 死者との婚姻・認知・養子縁組、**出生年月日、出生場所の記録錯誤**、性別、本の錯誤、申告に対する記録の遺漏

確定判決による訂正

- 親族法上又は相続法上重大な影響を及ぼす事項の訂正
- 例) 婚姻取消・無効、離婚の無効、認知の取消・無効、親子関係存否確認、養子縁組の取消・無効、離縁の取消・無効、嫡出否認、裁判上の離縁等



韓国領事館での証明書交付手続

- ① 家族関係証明書(戸籍)を請求できる申請人は「本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹」だけであり、委任を受ける場合は本人との関係を確認しておく必要がある。
- ② 本籍地の詳細が明確でないと申請を拒否される。(親族に本籍を確認すれば良い)
- ③ 相続で複雑な家族関係の証明書を申請するときは、相関図を作成して窓口に提示することを推奨する。(特に相続では誰の出生から死亡までの記録が必要かを余白に注記する)

【窓口訪問時の準備書類】

1. 「家族関係登録簿等の証明書交付等申請書」1枚

(申請書と委任状は領事館ホームページで入手可能)

- 本籍地の番地まで正確に記載
- 対象者と申請人(委任した人)の関係を正確に記載(申請者から見て誰であるか)
- 使用用途記入(相続の時は誰の生まれた時からの除籍謄本が必要か記入しておく)

2. 申請人の外国人登録証又は特別永住者証明書・在留カード(写真付)裏表のコピー

- 必ず写真付着の公的な身分証であること(運転免許証はダメ)
- 帰化した方は帰化事実が記載されている日本の戸籍謄本
(転籍の場合は現在の戸籍謄本も両方必要:旧韓国名が記載されていること)
- 日本国籍の方はパスポート、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付)

3. 委任状 1枚と代理人の公的身分証明書原本とコピー(印鑑は本名の物、通名はダメ)

4. ちょっと複雑な人的関係であれば申請対象者の相関図を用意

(母方の本籍地がわからない場合便利)



領事館窓口訪問の手順

大阪領事館は朝9時から業務開始。

「なんば」駅を降り、御堂筋西側を心齋橋方面へ歩いて5分。門前に警察官2名が立っており、道路には機動隊が使うバスが止まっている。真ん中の階段を5段ほど上がると入口。普通の市区町村の窓口似ている。朝一番は比較的すいている。

①入口の受付で家族関係証明書の申請ですと言うと、「申請書を書いてください」と言われますが、準備してきましたと伝えれば番号札をくれます。
(インターネットで委任状も申請書も入手できますので事前に準備していきましょう。)

②番号を呼ばれたら、委任状、依頼人の身分証明書コピー、代理人の身分証明書コピー提出
(依頼人は外国人登録関係カード、写真付住基カード、パスポートのいずれか、)

③申請書と相続の場合は相関図を提出します。
母方の本籍が分からない時などはこれで助かります。事情を一通り簡略に説明し、呼ばれるまで待合席で待機します。何回か呼ばれて質問されるので席を離れてはいけません。

④窓口で出来上がるとどの印紙を何枚買えばよいか指示されます。
家族関係証明書も除籍謄本も各1通扱いです。

⑤受付所横の自動販売機で領事館専用印紙を買って窓口で証明書と交換します。

ご清聴ありがとうございました。

参考 推奨書物及びWebサイト

- 韓国家族関係登録法(申榮鎬 裴薫著 日本加除出版)
- Q&A新・韓国家族法(在日コリアン弁護士協会編著 日本加除出版)
- 第3版「在日」の家族法Q&A(木棚照一監修 定住外国人と家族法研究会編著 日本評論社)
- <http://oneclick.law.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=276&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1>(韓国語版 生活法律情報 家族関係制度)
- <http://law.go.kr/unSc.do?menuId=7>国家法律情報センター(韓国語版 過去の改正を包含法律等)
- <http://glaw.scourt.go.kr/wsjo/intsrch/>総合法律情報(韓国語版 判例等)
- <http://law.e-gov.go.jp/>法令データベース(日本の法律)

在日総合サポート行政書士事務所

韓国戸籍翻訳センター

行政書士 **鄭相憲** (チョン サンホン)

〒542-0076

大阪府中央区難波2-3-11 ナンバ八千代ビル2階D号室

TEL: 06-6211-8321 FAX: 06-6211-8322

honyaku@live.jp

URL: <http://www.japankorea.jp/>

戸籍の翻訳は特殊です。翻訳のプロに任せましょう！

- 家族関係証明書は1ページ 千円
- 除籍謄本翻訳は 1ページ 2千円